

令和 4 年 8 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1 開 会 令和4年8月25日 午後2時
閉 会 令和4年8月25日 午後3時55分

2 出席委員等

前川 教育長 小畑 委員 千 委員 安岡 委員

3 欠席委員

藤本 委員 鈴鹿 委員

4 出席事務局職員

木上 教育次長

村山 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

相馬 高校改革推進室長

石澤 総務企画課長

坂田 教職員人事課長

澤浦 学校教育課長

山田 特別支援教育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

久江 総務企画課副主査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

7月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 新型コロナウイルス感染症について

【村山教育監の報告】

- 感染状況は御承知のとおり、第7波の状況にあり、京都府の昨日(8/24)の陽性者数は5,766人で、学校においても陽性者数が高止まりしている状況である。

まず、資料の2頁を御覧いただきたい。

府立学校の児童生徒の感染状況については、夏季休業入った直後の週平均の陽性者が約100人多く、その後、一旦減少傾向に転じたものの、お盆明けの週から増加に転じ、昨日は62人であった。

直近7日間移動平均は、資料3頁のグラフで示しているとおおり、66.3人である。

府立学校教職員の感染状況については、資料4頁のとおり、同様にお盆明けの週から増加に転じ、昨日は14人であった。

直近7日間移動平均は、資料5頁のとおり、12.0人である。

市町立小中学校については、リアルタイムで正確な数を示せないが、ほぼ同様の傾向で高止まりの状況にあると捉えている。

こうした状況の中、間もなく夏季休業が終了し、早いところでは始業式が本日25日、週明け29日、また、9月1日となっており、新たな学期がスタートする。

現在における京都府の対応としては、資料6頁から10頁に掲載のとおり、「京都B.A.5対策強化緊急宣言」が8月4日に発出され、同宣言は今月末が期限となっているが、今後延長され又は新たな対応が示されるかということも考えられるが、府教育委員会としては新学期を迎えるに当たり、一昨日(8/23)、資11頁から19頁に掲載の各府立学校長宛てに通知文を発出したところである。

今回の通知の趣旨としては、教育活動に新たな制限を加えることは行わないが、引き続きこれまでからの感染防止対策の徹底を改めて依頼する内容となっており、特にリード文に記載のとおり、2学期には、文化祭、体育祭、研修旅行等の行事が予定され、児童生徒の成長に欠くことのできないこうした行事は、過去2年間やむを得ず中止や縮小を余儀なくされてきた学校も多いことから、コロナ禍3年目となる今年度については、可能な限り実施することが、児童生徒、特に卒業年度である3年生のため、また、学校文化やノウハウの継承という点においても極めて重要であると考えており、そのことを十分に認識した上で、危機意識を持って適切な感染防止対策の徹底を図ることとしている。

その内容の主なものとしては、資料12頁上段の(4)のウに記載のとおり、宿泊を伴う教育活動に参加させないケースをより具体的に明示した。出発日の10日前からというのは感染者の待機期間10日間に基づくものである。

続いて、13頁中段の(6)に記載のとおり、教育活動の実施によって感染が拡大する懸念がある場合は、延期又は中止等の判断を行うこととしている。

続いて、13頁下段の4に記載のとおり、オンラインを活用した学習を効果的に実施できるよう校内体制を整備・構築することとしている。

続いて、14頁上段のイに記載のとおり、十分な換気の徹底、また、15頁下段の8に記載のとおり、児童生徒の学習機会を保障し、教育活動を継続していく観点から、教職員自身の感染防止の取組の徹底を改めて注意喚起している。

以上が通知の主立った内容である。

そのほか、資料は付けていないが、文部科学省が児童生徒や教職員の感染が確認された場合の対応ガイドラインを改定したため、これに合わせ、京都府におけるガイドラインの改定作業も進めており、近日中に発出する予定である。

最後になるが、感染症が抑えられない中で部活動等を含め、広がりをはたかす抑えるかということが重要であり、今後も余談を許さない状況が続くとみられるが、感染状況を見極めながら、学びの機会を保障していけるよう適切に取り組んでまいりたい。

【質疑応答】

○ 小畑委員

通知文に記載されているオンライン活用の学習については、既に第7波となり、これまでの知見やノウハウが蓄積されていると思うが、それぞれの家庭におけるデータ容量等に係るネットワーク環境などの問題に対し、可能な限り公平にオンライン授業が行き渡るよう教育委員会としての支援等、対策はどこまで積み上がっているのか。

○ 村山教育監

御指摘の点については第7波以前から家庭における通信関係の調査等は行っており、ほとんどの家庭において通信環境は整っている状況であるが、一部環境が整っていない家庭に対しては、例えば、Wi-Fi機器を貸し出すほか、通信費を援助するなどして、通信環境等に係る支援を行っている。

また、実際の活用については、タブレットを持ち帰り、双方向で授業するなどを全ての学校で行ってはいるわけではないが、タブレットの持ち帰りによる家庭との連絡のほか、家庭学習に活用することなどはこの2年半で相当進んでいる。

一方、現状では一斉休校といった形になる可能性は低いが、学級閉鎖レベルはあり得ると考えており、そういう場合において、子どもたちへの課題提供等、いろんな形でのオンライン活用が有効と思っている。

ただし、今後のことを考えれば、タブレットを持ち帰り、同時双方向のオンライン授業が万が一の体制への準備という意味でも必要であり、そのために、教材あるいはそういったものの開発をデジタル学習支援センター等で進めているところである。

○ 小畑委員

通知文には、オンラインを活用した学習例として、同時双方向のオンライン

授業の行うと記載されており、既に実際に授業を行っているのかと思ったが、そこまでには至っていないということか。例えば、一人ないし二人にしても行っていないのか。

○ 村山教育監

一部では既に取り組んでいるが、全校的な取組は行われていない。

例えば、一部の欠席者に対して授業風景を送信するなどのオンライン授業は実施している。

また、そういったことが全ての学校で実施できているかどうかと言え、できているとは言えず、そういったところもデジタル学修支援センターで支援している。

○ 小畑委員

こうした危機的な機会を捉え、今までにできなかったことを積極的に実施してほしい。初めての試みであり、トラブルがあっても仕方がないため、まず、やってみてトラブルが起こるかどうかを見定め、そこで対策を取りながら、平時でも有事でも使えるようにしていくことが大事である。

本当に必要なときに失敗することはできず、こういうときであるからこそ、可能な限り実施し、また、失敗しても多少は許されるため、まずはやってみてほしい。

○ 前川教育長

御意見のとおりである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってGIGAスクール構想が前倒しされ、また、タブレットも全員に整備されており、こういった機会を逃すことなく準備をしっかりと進めてまいりたい。

○ 安岡委員

児童生徒の陽性者数が増加しているのに加え、教職員の陽性者数も家庭内感染かどうか分からないが増えてきており、今後新学期を迎え、教職員の陽性者が増えたときの代替教員等は考えているのか。

また、オンライン学習等で一人の教員が2つのクラスを掛け持つなど、そういったことは考えているのか。備えあれば憂いなしであり、その辺りをどのように算段しているのか。

○ 大路管理部長

教職員の陽性者については、ご家庭での感染も多くあった。

また、感染拡大防止にあたっては、インフルエンザのような他の感染症の場合であっても学級閉鎖は行っており、基本的には同じような対応となる。

新型コロナウイルス感染症の場合は、今のところの10日間待機で更に短縮される方向で検討されているが、そうした10日間程度であれば、他の教員がカバーすることになる。

例えば、病気休暇等で教員が1箇月間以上欠員となるなど、代替要員を確保するといった対応を取るが、10日間程度であれば、他の教員でカバーするのが一般的である。

イ 請願・陳情等の受理状況について

(7) 京都府京丹後市議会からの意見書について

【坂田教職員人事課長の報告】

- 京丹後市議会において、令和4年7月8日付けで「教員不足の是正を求める意見書」が採択され、同日付で教育長宛てに同意見書が提出された。

教員不足については、文部科学省が昨年度に初の全国調査を実施し、全国で2,558人の教員不足が生じていたと公表したところであり、各種団体の全国調査によれば、今年度においても依然として厳しい状況である。

今回の意見書では、京丹後市において、令和4年3月末時点で8人の教員不足の状況があり、特別措置として非常勤講師の配置はあるものの管理職による代行状況が続いており、任命権者である府教育委員会に対し、教員採用を着実に実施することによって教育環境を整備すること、また、令和3年度から府独自に実施している産休予定者勤務校への講師先行配置が十分に機能するための更なる取組が求められている。

府教育委員会としては、憂慮すべき状況として危機感をもって受け止めており、未配置の解消に向けて、幅広く代替教員の確保を図るため、定年等で退職した教員に声かけし、ホームページ等での積極的な募集、また、府教育委員会の人材バンクである「京の学校サポート人材登録システム」にはQRコードの掲載も行い、登録しやすい環境を整備するなど、代替教員の登録志願者を増やす取組も行っている。

今後もこうした取組を粘り強く続けるとともに、計画的な教員採用のほか、地元の教員養成大学等との連携等、あらゆる手段を講じて教員確保に取り組んでまいりたい。

【質疑応答】

- 小畑委員

京都は、少人数教育が全国よりも進み、こうしたことはあまり生じていないと思っていたが、報告を受け、こうした厳しい実態があることを認識した。

こうした問題が生じているのは、意見書を提出した京丹後市だけのことなのか。表には出てこないが、他の市町村でもあるのではないか。その辺りの状況はどうなのか。

- 坂田教職員人事課長

教員不足の状況については、府内全域ということでもあり、また、全国的にも同じような状況となっている。

本年5月1日時点で、府内全域において、常勤教員が小学校で26人不足していることを確認している。また、全国においても、NHK等、各種団体の調査で教員不足の状況が報道されている状況である。

- 小畑委員

その不足人数は、何人中26人なのか、また、何人中8人なのか。

例えば、教員の定員が100人又は1,000人で何人不足しているというように、定員に対する不足人数のパーセンテージはどうなのか。

- 坂田教職員人事課長

パーセンテージでは、本年5月1日時点で京丹後市の場合、不足率が0.9%となっている。

- 茅野教職員人事課課長補佐兼係長

総数としては、府内公立学校全体の教員は約1万人であり、そのうち何人が不足しているかということでパーセンテージが出る。

○ 小畑委員

教員不足は全国的にも言えることであるが、京都は全国と比べ、教員不足の比率はどうか。全国平均より少ないのかあるいは全国平均と同じくらいなのか。

○ 前川教育長

全国で見れば、多い県は百数十人の欠員があり、更に多い県もある。

京都がそれより少ないから良いということではなく、各教育局や教職員人事課もかなり努力しているが、学校現場からすれば、自校で欠員が出ているというのは大きな問題となる。

教員不足には様々な要因があり、若手教員の採用が増えている関係から産休や育休が増えるのは当然のことであり、それに対して京都府では全国に先んじて産休に入る以前から人材を確保するシステムを取っているが、それでも足りないという現状で、教員志願者が非常に減ってきているというのが一番大きな要因であり、様々な手立てを講じて確保していかなければならないと思っている。

○ 小畑委員

教員志願者の減少は、仕事がハードでいわゆるブラックの職場というイメージがあると思うが、不足すれば、更にハードとなり、悪循環となってしまう。

対策として、全体の人数を可能な限り賄っていくということもあるが、例えば、京都式少人数教育から一步後退するかもしれないが、30人学級を32人学級に増やすなどして、教員不足の学校がないようにすれば、教員のハードワークも少しは緩和され、児童生徒に対する教育ケアもしっかりできるようになるのではないか。

そのような対策はできないのか。

○ 前川教育長

1学年に複数の学級がある学校では、御指摘の対策も可能であるが、学年に1学級という単学級の学校ではできず、特に京丹後市はほとんどが単学級のため、その対策も取れない。

○ 小畑委員

スクールミーティングにおいて、本校と分校のオンラインのやり取りを視察した際、本校では20人くらいの生徒が画面に映る一方、分校では1人の生徒の横に補助の先生がしっかりと付いていた。

文部科学省の規定等もあると思うが、こうした状況を見れば、教員の配置が偏っているようにも感じ、教員不足はこのような状況からも生じているように感じる。

文部科学省の方針もあると思うが、教員の配置を全体的に見て実質的に行えば、教員不足も全体的に解消できるのではないかと視察時の状況から感じる。

○ 坂田教職員人事課長

京丹後市の教員不足に今取れる対策としては、常勤で入っていただく方が見つからない中、非常勤講師を特別措置として配置しており、不足数は8人から減少し、現在は校内体制を維持している状況である。

○ 安岡委員

京丹後市は定員に対し、充足されていない状況であるが、京丹後市以外の他の地域で充足率が100パーセントを超えている状況はないのか。

○ 坂田教職員人事課長

現在、府内全域のどの地域においても教員不足の状況で、その充足率が100パーセントを超えているところはない。

○ 安岡委員

産休や育休も取得しなければならず、教員不足に対し、先ほど臨時的任用の話もあったが、府教育委員会において、そうしたことに対応できる人材バンク的なものを持つことは考えてはいないのか。

○ 坂田教職員人事課長

人材登録制度については、京都府内で設け、また、文部科学省でも設けており、例えば、国で登録し、京都府で働きたいという方がいれば、こちらから声かけをするが、実際のところ、なかなかその人材登録自体に候補者が入っていない状況であり、教員のなり手の確保が非常に難しい状況である。

○ 前川教育長

様々な要因で欠員が生じており、例えば、以前は60歳定年を迎えた方が非常勤講師等で働かれることが多く、常勤で働かれるのはごく一部であった。

現在は、定年を迎えた大半の方が再任用という形により常勤で職に就いていただいており、60歳から65歳のまだまだ仕事ができる年齢層の方で講師を探すというのが非常に困難になっている。

そういった状況もあり、先ほど教職員人事課長が報告したとおり、定年退職後の方にも声をかけているというのは、非常に可能性が少ない中ではあるが、それでも65歳以上の方も含めてお声かけしている状況である。

○ 千委員

先ほど小畑委員が話されたように、私も分校で先生が生徒1人に付いているのを見て、もったいないと感じ、伺ったところ、付いていなければならないと聞き、少し驚いた。

また、先ほど学級の人数を増やすことや児童生徒数が少ない学校ではそれとできないという話もあり、何か他の手立てを考えなければならないが、教員志願者が減少傾向の中、採用のレベルを下げるわけにもいかず、一定の試験はもちろんのこと教員として働ける方々を確保しなければならず、採用においても難しい半面がある。

その一方で定年の延長なり、また、再任用等は必要なことである。

○ 坂田教職員人事課長

教員採用選考試験については、積極的な教員採用を実施することが大前提としており、ここ数年は採用予定者数を上回る名簿登載を行い、教員確保に努めている。

一方、7月に教員免許の更新制が廃止されたことから、育児や介護等で退職された教員で、再び教壇に立てると思っている方については、呼びかけを積極的に行うなど、いろいろと工夫を凝らしながら教員及び講師の確保に努めてまいりたい。

○ 小畑委員

京丹後市は過疎地域も多く、暮らしにおいて希望者が少ないという問題もあるかもしれないが、不足率が高い地域が生じないように全体的に滑らかな教員配置を行い、また、配置の仕方を考えれば、こうした問題も多少緩和されるのではないのか。

そうすれば、他の地域が大変という声もあるかもしれないが、分母が大きい地域は何とかなると思う。

○ 大路管理部長

そもそも、人口減少で就業人口そのものが減り、つまり人口ボーナスが低下している状態である。

制度や予算があっても、人材そのものがなく、本当にそれを埋めようとするれば、南丹教育局管内の方を中丹教育局管内へ、中丹教育局管内の方を丹後教育局管内に足を延ばしていただく方法あるいは他府県出身者を独身の間に京丹後市方面に入らせていただくことであり、その場合、そのまま移住定住され、頑張らせていただいている方もいるが、ご家庭の事情等もあり、近くへ戻りたい又は南部方面に戻りたいというようなことで定着しづらいところもある。

一方、職業的には、小畑委員の御意見のとおり、働く環境そのもので教員が忌避されることは絶対に改善しなくてはならず、教職の魅力を高めなければならない。

そもそもは教員を目指す人を増やすことであり、目の前には生徒がおり、彼らが教師を志望するような取組も一部始まっており、粘り強く教員確保に努めていく。委員御意見の制度面で何かできないかということについては、また応えていきたい。

ウ 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

【澤浦学校教育課長の報告】

○ 令和4年度全国学力・学習状況調査結果の概要について、資料に沿って報告する。

同調査は、本年4月19日に実施したものであり、対象学年は小学校6年生と中学校3年生、調査は教科に関する調査と質問紙調査の2種類である。

教科に関する調査については、例年、国語と算数・数学であるが、今年の違いとしては理科が加わり、理科については3年に一度実施している。

質問紙調査については、昨年度と大きな変更はない。

結果については、小中学校ともに全ての教科で平均正答率は全国以上というところで、大きな傾向としては安定しており、変わってはいない。

ただし、小学校の理科、中学校の数学と理科については京都市を除いた場合、平均よりやや下という結果も出ており、課題は一定あるものと考えている。

一方の質問紙調査で、授業におけるICT機器の使用頻度を調べた結果、全国に比べて高い頻度であったという結果が出ている。

以上が全体の概要であるが、その具体的な内容については、資料2頁から記載しており、それに沿って説明する。

教科の概要では、全国と比較して、D層いわゆる下位層の割合は少ない傾向であるが、A層いわゆる上位層の割合も少なく、領域や観点によって、全国平均を下回っているものもあるが、一部を除いて全国の傾向と大きな違いはなかった。

次は、各々の傾向を説明する。

小学校の国語では、課題として書くことに課題が見られる。

文章に対する感想や意見を伝え合い、自分の文章の良いところを見つけるこ

とに課題がある。

これについては、授業の中で目的や意図を相手に伝え、感想や意見を伝え合うような、そういう授業指導が必要で効果的であるとされている。

この問題は、具体的な問題がなければ、イメージが湧きづらいため、2頁中段から一部例文を記載している。

「6年生として頑張りたいことを書いてください」という例文があり、それを書き直した場合の文章が提示され、その後、グループワークでお互いの感想を伝え合うことが前提に立ち、その上で最終的なその文章の良さを書くというものである。

小学校の算数では、全国的に報道もされたが、データ化の活用、また、変化と関係領域に課題が見られた。

紙パックのリンゴジュースをコップに分け合う問題で、割合を用いて問題を解決する場面において、飲み物の量が変わっても、飲み物の濃さは変わらないことを理解することに課題が見られた。

これについては、日常の場面に対応させながら、割合について理解したり、図や式を用いて基準量と比較量の関係を表したりすることができるように指導することが重要とされている。

小学校の理科では、知識・技能の観点に課題が見られる。

知識・技能と言っても単純に覚えるというよりは、日常の生活と結び付けて理解することが大事である。

具体的には、左の図のとおり、日光を鏡に反射させて的に影を映し出すことと日光が直進することを関連づけて理解するといった問題であるが、この正答率は低かった。

右下の図は、水が水蒸気となって空気中に含まれていることを理解する問題で、これも日常生活に関連付けて理解するというものであるが、こうしたことに課題が見られた。

中学校の国語では、小学校と同様に書くことに課題が見られ、加えて、情報の扱いにも課題が見られている。

図に示しているのは、農林水産省のホームページを見て、生徒がパソコンで文章を書き、そこに友人がコメントをつけているというものである。

それを見た上で、あなたであれば、どう書きますかとかという内容である。

つまり原文を引用して、その上で書くことが求められる問題であるが、府正答率が44.3%で、全国的にも同様に課題が見られた。

中学校の数学では、知識・技能の観点に課題が見られた。

「素因数分解しなさい」という問題であり、純粋な知識・技能に近いものであるが、これについては全国と比べて府平均は低かった。

中学校の理科でも、知識・技能の観点に課題が見られた。

バネに重りを乗せ、そのときの釣り合う力を説明するというものや、課題に生体した考察を行うためのグラフを作成する技能を身に付ける問題であるが、これも正答率が低かった。

次は質問紙調査結果である。

学ぶ意義については、教科の勉強は好きですかという質問に対し、肯定的に回答している児童生徒の割合は全国に比べて低い傾向にあった。

中学校で更に下がる傾向であるが、京都府はその傾向がより顕著であった。

I C T利活用については、学校での使用頻度は全国に比べて高かった。

家庭学習については、小学校では全国に比べて計画的に学習する割合がやや低い、中学校では全国では変わらない割合であった。学習時間は小中学校とも短い状況である。

自己有用感については、自己肯定感とも言うが、自分には良いところがあると思いますかという質問に対しては、全国と同じくらいであった。

グラフは、各教科の正答率とのクロス集計であるが、先生良いところを認めてくれていると思いますかという質問に対し、肯定的に回答している割合が全国よりも小学校では低い傾向がある。また、学力の低い児童生徒ほど肯定的に回答する割合は低い傾向がある。

主体的・対話的で深い学びについては、数学の授業で決まりや公式の訳を理解していますか、また、理科の授業で自分の予想をもとに計画を立てているかという質問であるが、学力が低い児童生徒ほど肯定的に回答する割合が低い傾向にある。

15頁以降に飛び、学校に対して聞いたアンケート調査である。

授業研究や事例研究等の研修など、実践的な研修を行っている割合が、全国と比べて低く、特に中学校では全国との差が大きく、課題と捉えている。

I C T機器の使い方を学ぶ研修については、全国より高い結果であった。

教員が学級の問題を抱えている場合、同僚と共に問題解決に当たることを行っている割合は、中学校で割合が低い傾向であった。

授業改善については、児童生徒の答えと対照させているが、I C T機器の活用割合は、これも生徒と同じで全国と比べて高かった。

数学の授業で決まりや公式の訳を理解できるよう工夫する、また、理科の授業で自分の予想をもとに計画を立てることができるよう指導することについては、小学校より中学校で肯定的な回答の割合が下がっている。

17頁は、府内の各地域の状況を正答率の部分だけ抜粋したものである。

概ね全国平均に近いが、教科ごとに見れば、一部課題がある。特に差がやや開いている教科や地域がある。

こうした点についても、もう少し深掘りして確認が必要と考えている。

調査結果の説明は以上であるが、これからどう対応していくのかというところが重要なポイントと考えている。

教員の研修の割合が少ないというところがあったが、各学校の方で研修分析をしていくことが必要と思っている。

今年度は、総合教育センターで問題を活用した研修講座を開設して実施することを予定している。

また、補充学習等も必要であり、そうした点に総合的に取り組んでいくことが大事であると考えている。

【質疑応答】

○ 小畑委員

正答率の全国平均との差がどこまで有意差として見れるのかという問題もあり、特に全国平均と京都府の平均との差はどこまでかという思いもあるが、この表そのものを有意差と考えれば、国語が好きか、算数は好きかという質問に対し、勉強する時間もそうだが、I T C利活用の項目以外は全国平均より京都

府の平均が少し低いことが気になる。

一方、平均点は全国より少し高いにもかかわらず、こうしたところが低いのは面白い現象であり、どうしてそういうことが起こるのか、と思う。

それをどこまで有意差として判断し、京都府は全国よりも平均点が高いと胸が張れるのかという問題もあるが、捉えなくてはいけないのは、全国平均より勉強時間が少ないことや算数や国語が好きだという児童生徒が少ないところであり、何か質的な問題があるように思う。

そうしたところを真摯に捉え、そこを少しでも改善し、教育的努力をしていくことが大事であると感じる。

点数よりもそうしたところをしっかりと見て、私たちは教育のあり方について少し反省するというか、その対策を打っていくことが大事ではないか。

質的なところが悪くて点数だけ良いというのは、おそらく長く続きしなないと感じる。

○ 澤浦学校教育課長

御指摘のとおり、まさにそこが大事だと思っている。

点数に関しては、全国的に大きな差はないため、そこに一喜一憂するのは違うと思う。

むしろ学ぶ意欲あるいは自己調整能力があるのかというところが、京都府としては課題であり、今回の問題は、授業で言えば、問題を協働的というか全員が授業に主体的に参画し、自分で取り組むというところを意識した問題になっていると捉えており、そういう授業に変えていくことによって、授業の中で児童生徒が自分で学ぶ楽しさや意義等を見出していき、それが将来的に自分で取り組む力、また、一生続く力になり、そうしたところを注視して今後指導してまいりたい。

○ 前川教育長

このデータを見て、京都府は平均点では全国の上位にあるが、平均点を何ポイント上回るとか、そういった細かい数字にこだわる必要はない。

学力が高い点について言えるのは、低い層が少ないことが一つの要因だと思っており、それは様々な施策により、そこへ働きかけてきた成果だと思う。

一方、御指摘のとおり、学習が好きか、また、自己有用感がどうかなど、そういうところも含め、例えば、中位層にどれだけ働きかけられるか、その児童生徒の学力を伸ばすための授業ができているのか、そういったことが意欲も含め、これからの課題と思っている。

そういう意味でも、今準備している新しい府独自の学力テストにより、大きくA層・B層・C層・D層に対する分析をするのではなく、一人ひとりのどこに課題があるのか、どこに今伸ばす要素があるのかというところを分析していくのが大事と考えている。

こういったデータの見方については、しっかりと府教育委員会の中でも十分検討し、それを政策に繋げてまいりたいと考えている。

○ 安岡委員

学校質問紙調査結果において、ICT機器の使い方を学ぶ研修機会が全国より多いというのは良いことであるが、授業研究や事例研究等、実践的な研修を行っている割合が全国よりも低く、特に中学校ではその差が大きいということについては問題であり、このことについては、実際に行い、経験値を積むとい

うことが大事と思うが、こうしたところの今後の取組はどのように考えているのか。

○ 澤浦学校教育課長

研修等については、その差が気になるところ。府教委としては総合教育センターにおいて、今年度、問題を使つての活用講座を予定している。

ただし、ここでポイントなのは、センターでの研修より更に先のこと、つまり校内でどれぐらい先生たちが学び合う機会をいかに充実する点だと思つており、まずは総合教育センターや学校教育課で分析したものを返し、それを用いて各学校で学び合う機会が設けられるよう、しっかり働きかけてまいりたいと思つている。

一方、それを行うための時間捻出は必要であることは承知している。

○ 安岡委員

働き方改革が言われる中、そういった研修を積むことは難しいことは承知しているが、工夫を凝らして前向きに取り組んでいただきたい。

○ 小畑委員

後の議題で出てくる教育委員会の総評の中で、「課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組む児童生徒の割合が高い」と自己評価しているが、そういう評価は、このような調査の中で出てくるのか。

○ 石澤総務企画課長

後ほど説明するが、評価の中身については、教育振興プランの数値目標についての分析をしており、教育振興プランの数値目標の出所については、この学力調査を引用しているということもあり、その関連性はある。

○ 小畑委員

この学力調査の中に、自分で考え自分で取り組むという、評価項目はあるのか。

○ 澤浦学校教育課長

様々な評価項目がこの学力調査にはあるのだが、御指摘の点に近いところで言うと、例えば、自分と違う意見について考えるのは楽しいと思いますか、また、友達と協力するのは楽しいですかといった項目があった。

それ以外にもあったと思うが、今手元にある資料では、違う意味について考えるというのが楽しいかということでは中学生では少ないというところがあり、それは先ほどのどういう授業をするのかという課題と同じと思つており、普段の授業の中でそういう環境というか、課題解決に向けて自分で考え自分で取り組む教育や協働的な学びを充実させていく必要があると思つている。

○ 小畑委員

課題解決に向け、自分で考え、自分で取り組むというのが、今の教育の骨格と理解し、これが高いということは成果が上がっていることと思うが、その結果が学力調査における全国平均と比べた差にどのようにつながっているとみればよいのか。

○ 澤浦学校教育課長

結果との結びつきについては、全国学調の問題を見れば、そういった授業を普段から経験している方が明らかに解きやすく、作問している国からの授業改善へのメッセージが込められたものと認識している。

京都府における、教科の正答率はやや平均以上であるので、課題解決に向け

て自分で考え自分から取り組んでいたかという質問項目と教科の結果の相関については、中学生では明らかではないが、質問項目の結果自体はどちらかと言えば、課題はあると思っており、委員に明日へのチャレンジコンテストもお願いしていたのもその一環であるが、課題解決型学習に関する事業などに取り組む必要があると考えている。

○ 前川教育長

考えさせる場面の提供機会は、随分増えてきたが、それが学力という形で数値に出ているのかという課題はあり、子どもたちの受け止めとして、実際にそれを楽しんでいるのかについて課題はまだまだあり、そういったところの授業改善等が非常に大きな要素になる。

特に総合教育センターで研修を実施したから学力が上がるという単純なものではなく、日常の学校勤務の中で、教員が授業のスキル、子どもたちとの関わり方、そういうことを上げていけるよう、長い取り組みであるが、しっかりとそういうことをやっていかなければ、その根本的な数字の改善というのに至らないと思う。

○ 小畑委員

確か舞鶴の小学校でのスクールミーティングのとき、理科の授業を見たが、ものすごく面白い、一人ひとりに自分で考えさせるような授業であった。

課題解決型というか、一人ひとりが課題を見出し、自分で考え方をまとめて発表し、議論し、主張するという授業だったが、こうした授業は学校において思いついて、実践している授業だと思う。

あのような授業を全体に広げていくような、そういう展開ができれば、今議論している課題解決型の授業の裾野が広がっていくとを感じる。

エ 令和3年度京都府教育委員会内部統制に係る評価について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和3年度京都府教育委員会内部統制評価報告書の概要について、資料1枚目の概要資料に沿って報告する。

同概要資料は、資料2枚目以降の令和3年度京都府教育委員会内部統制評価報告書（案）の内容をまとめたものである。

まず、改めて、内部統制とは、令和2年4月1日に地方自治法の一部が改正され、地方公共団体における財務事務の執行体制の強化のため導入された制度である。

具体的には、日々の財務事務における支払遅延や契約内容における不備等の様々なリスクに対して、やはり人間が行う以上、ミスが発生するというリスクがあるため、そういったものを組織として未然に防げるよう「あらかじめ明確なルールや手続きを設ける」「組織内すべての人が、そのルールに基づいて業務を遂行する」「ルールが機能しているか毎年度評価する」というプロセスや仕組みを整備しようというものである。

それでは同概要資料を御覧いただきたい。

1点目の報告書の概要について説明する。

評価対象については、令和3年度における教育委員会内の学校も含めた83所属の財務に関する事務を対象として実施した。

評価項目及び評価の視点については、国が定めるガイドライン及び京都府教育委員会内部統制基本方針に基づき、内部統制の評価に関する基本的な考え方及び評価項目に対応する規程等が整備されているかという全庁的な内部統制の視点と、リスク評価シートにより具体的なリスク項目及び対応策が設定されているかという業務レベルの内部統制の視点の2点である。

そうした視点に基づく取組については、取組状況及び今後の予定として記載しているとおり、中間及び期末の時点でチェックと評価を実施した。

次に、2点目の評価結果について報告する。

全庁的な内部統制の評価結果については、内部統制の6つの基本要素である「統制環境」「リスクの評価と対応」等の各分野に応じて適切に規程等を整備している。

業務レベルの内部統制の評価結果については、各リスクに応じた適切な対応策を設定しているとともに、各所属独自のリスク項目及び対応策を設定するなどの取組の強化が図られている。

一方で、今回、運用上の重大な不備と認められる不適切な事務処理を1件確認している。

この件については、2頁の下段に内部統制における重大な不備と記載しているとおり、学校教育課において、令和2年度の定期監査により、支払遅延が指摘され、再発防止策を講じていたにもかかわらず、令和3年度においても同様の支払遅延が発生し、相手方に経済的不利益を生じさせたことから、今回運用上の重大な不備と位置付けたものである。

本事案については、京都府に対する信用失墜につながるものとして、極めて重大な事態として受け止めているところであり、二度と同様の支払遅延が発生しないよう、さらなる再発防止策を講じてまいりたい。

なお、その他の不適切な事務処理についても幾つか発見されたものの、いずれの事案も各所属における内部統制の取組を通して評価期間内に適正な状態に是正され、基準日において不備が解消されており、業務レベルの内部統制としては概ね有効に運用されているものとした。

【質疑応答】

○ 安岡委員

対象期間は令和3年度であるが、令和2年度の不適切な事務処理を確認したということか。

○ 石澤総務企画課長

対象期間は令和3年度であるが、支払遅延の中には、本来は令和2年度に支払うべきものが支払えていなかった事案も含まれており、それを対象期間である令和3年度に確認したため、今回、報告しているものである。

(4) 議決事項（ア～オ、カ～キは一括）

ア 第24号議案 令和5年度京都府立特別支援学校幼稚部・高等部等第1学年生徒等募集定員について

【山田特別支援教育課長の説明】

○ 資料の裏面を御覧いただきたい。

まず、各校の学科については、前年度からの変更はない。

特別支援学校高等部は、多くが特別支援学校中学部や中学校特別支援学級から入学することから、募集定員については、特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業予定者数等を踏まえて定めており、特別支援学校中学部の卒業予定者数が募集定員を上回る場合、また、新設特別支援学校開校時の通学区域等も考慮して定員を調整することとしている。

令和5年度は、普通科で2校、盲学校で2科の募集定員を前年度から変更している。

普通科では、向日が丘支援学校について、中学部の卒業予定者数が従来の募集定員20名と同数程度となるため、30名に増やす考えである。

舞鶴支援学校については、中学部の卒業予定者数が十数名となる状況で、中学校特別支援学級からの入学希望者を含めても20名程度と見込まれ、また、ここ数年の高等部入学者は20名前後となっており、前年度から10名減の20名で考えている。

次に盲学校については、高等部及び高等部専攻科の音楽科が視覚障害者の職業教育として発展し、昭和50年頃までは主に邦楽を学び、卒業後は演奏家や邦楽師範として自立する者もいたが、時代の変化とともに、専攻の中心が洋楽や声楽等に移るほか、卒業後の進路にあっても、一般就労や大学進学等に変化・多様化してきており、高等部音楽科では令和元年度、高等部専攻科音楽科では平成25年度を最後に入学生がいない状況にあり、従来8名、10名であった募集定員を若干名にする考えである。

なお、高等部普通科においては、入学希望者数が募集定員を上回る場合であっても、可能な範囲で弾力的な対応をしている。

イ 第25号議案 京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【相馬高校改革推進室長の説明】

○ 資料の「京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年教育委員会規則第14号）新旧対照表」を御覧いただきたい。

改正点は2点である。

資料2頁の備考欄を御覧いただきたい。

1点目は、口丹・中丹・丹後通学圏における前期選抜の普通科の募集割合を20%から30%に変更し、京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏と統一することに伴い、前期選抜に志願する場合において、口丹、中丹及び丹後通学圏の高等学校の通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学できる者の定員の範囲を100分の20から100分の30に改めるものである。

合わせて、5頁の備考欄についても、同様に変更する。

2点目は、通学区域が限定されている一部の職業学科の通学区域を府内全域に変更するもので、資料2頁から4頁の別表第1の3及び4を削除し、同様に5頁の別表第2の3及び4についても削除するものである。これにより、府立の専門学科については、どの地域からでも志願できることになる。

以上が同規則の改正をお願いするものである。

ウ 第26号議案 令和5年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員について

【相馬高校改革推進室長の説明】

- 資料の裏面を御覧いただきたい。

募集定員は前年度と変更はなく、洛北高等学校附属中学校80人、南陽高等学校附属中学校40人、園部高等学校附属中学校40人、福知山高等学校附属中学校40人の募集定員を定めようとするものである。

エ 第27号議案 令和5年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員について

【相馬高校改革推進室長の説明】

- 資料末尾の「令和5年度京都府公立高等学校募集定員（案）について」を御覧いただきたい。

令和5年3月の公立の中学校卒業見込生徒数は19,144人と前年度に比べ、203人減少している。

募集定員については、中学校卒業生数の前年度比増減、中期的な推移や各地域の状況、昨年度までの中学卒業生の進路実績、進路希望状況などを踏まえ、適正な定員策定に努めることとしている。

この基本的な考え方に基づき、中学校卒業生徒数の推移や進路実績等を分析の上、公立高等学校募集定員を定めようとするものである。

全体的には、前年度に比べ、全日制で160人の減、定時制及び通信制については増減なしとし、洛北高校附属中学校ほか各附属中学校からの内部進学者を除き、合計12,325人としている。

なお、今回、議案に計上させていただいている府立高等学校の募集定員については、表の府立の欄に記載している部分で、全日制9,795人、定時制640人、通信制280人の合計10,715人である。

学校別の募集定員の変更点は、下欄の府立高等学校募集定員の変更点のとおりである。

それでは、改めて、議案に沿って説明をさせていただくので、第27号議案の本資料を御覧いただきたい。

まず、資料27-1頁の全日制課程の普通科欄を御覧いただきたい。

京都市・乙訓通学圏は、洛水高校が40人減の160人、山城通学圏は西城陽高校が40人減の240人、中丹通学圏では東舞鶴高校が40人減の120人の定員としている。口丹通学圏及び丹後通学圏は増減なしである。

資料27-2頁については、前年度と変更はない。

続いて、資料27-3頁を御覧いただきたい。

商業に関する学科の京都すばる高校において、起業創造科が30人減の80人、企画科は10人増の120人で合計20人減としている。

続いて、資料27-4頁を御覧いただきたい。

単位制による全日制課程の普通科において、丹後緑風高校（網野学舎）を8人減としている。

続いて、資料27-5頁を御覧いただきたい。

商業に関する学科において、丹後緑風高校（網野学舎）の企画経営科を2人減としている。

丹後緑風高校（網野学舎）では、以上のとおり合計10人減とし、普通科と企画経営科で割り振ったものである。

最後に、その他専門教育を施す学科において、丹後緑風高校（久美浜学舎）のみらいクリエイイト科を10人減の20人としている。

オ 第28号議案 通学区域の調整について

【相馬高校改革推進室長の説明】

- 一部の学科・専攻については、当該学科の特色や地域事情等を考慮し、当該学科等の通学区域以外の地域からも志願できるようにするものである。

資料裏面の一覧で示しているとおり、前年度からの変更点はない。

なお、第25号議案から第28号議案については、9月1日付けの施行を予定しており、御審議の上、議決いただくようお願いする。

【質疑応答】

- 安岡委員

通学区域については、府内全域となった学科もあるが、こうしたことは年度ごとに変わることがあるのか。

- 相馬高校改革推進室長

職業学科は、今回変更し、府内全域としたため、今後もこの形で進めていきたいと思っている。

- 安岡委員

それは、その時々々の志願動向を見ながら変更していると理解して良いのか。

- 相馬高校改革推進室長

その都度変更するというよりは、一度変更すれば基本的には変更はしない。

- 安岡委員

毎年度一部の学校で募集定員の増減が出ているが、こうした作業はA I（人工知能）等により行っているのか。

- 相馬高校改革推進室長

この作業については、地域事情もあり、単純に生徒数だけでなく、中学生の進路実績等を中学校あるいは教育局からの聞き取りのほか、高校の現状も踏まえ、地域の状況も見ながら、どちらかといえば、アナログ的に分析し、設定している状況である。

- 安岡委員

毎年度、その分析は当たっているということで理解してよいのか。

- 相馬高校改革推進室長

中学生の進路希望動向が変化することもあり、設定した募集定員が充足しないということもある。その辺りについては、この間の傾向も見ながら設定しており、募集定員に見合う志願をいただけるように考えてまいりたい。

- 安岡委員

先ほど、京丹後市における教員不足の報告があったが、特別支援学校においては、そのような問題は生じていないか。

- 山田特別支援教育課長

在籍児童生徒数で教員の人数は決まっており、この間特別支援学校の児童生

徒数が増えている状況もあるが、一応子どもたちの人数に応じた形で教員配置が行われている。

○ 大路管理部長

特別支援学校の場合は、例えば小中学部は児童生徒6人に対し、教員1人の割合で配置され、また、子どもの人数が減少傾向の中にあっても対象児童生徒数は増えている状況であるが、課長が説明したとおり、特別支援学校はしっかりと配置できている状況である。

全体的に見れば、小学校の場合は児童35人に対し、教員1人という形であるが、特別支援学校については小学校の5倍ないし6倍の教員が必要となり、小学校の免許を持つ教員は特別支援学校小学部に配置することもでき、特別支援学校の児童生徒が増えることによって、教員が必要となる割合が全体的に増えるという状況である。

加えて、小中学校にも特別支援学級があり、ここは児童生徒8人に対し、教員1人の割合であり、同学級の人数が増えることも全体の教員数を左右する。

特別支援学校では教員が充足しているが、この状況が全体の教員数を大きく左右していると言っても過言ではない。

○ 小畑委員

いわゆる普通科以外の農業・工業・商業等の専門学科の通学圏については、府内全域と理解してよいのか。

○ 相馬高校改革推進室長

府立学校の専門学科の通学区域については、今回の改正で全て府内全域となるため、そのとおりである。

○ 前川教育長

以前においては、例えば、農業科における農作物の栽培等は、それぞれの学校が同じようなことを行っていたため、ある程度通学圏を区切って、その学校の募集定員を満たすということも一つ重要な要素であったが、現在は各学校で行うことが特色化され、変わってきたため、通学圏以外からの入学志望者も増えてきており、そうした状況から府内全域としたものである。

〔原案どおり可決〕

カ 第29号議案 京都府教育委員会参与の設置に関する規則の制定について

【石澤総務企画課長の説明】

- 本案は、府教育員委員会に参与を設置するため、新たに規則を制定しようとするものである。

参与とは、地方公務員法に規定されている特別職の地方公務員であり、地方公共団体等の機関に対し、技術的、専門的事項等に関して意見を述べることなどのために置かれる職である。

今後、専門的な知識経験又は識見を有する外部人材を参与として府教育委員会に招聘し、専門的見地から助言いただくことにより、第2期京都府教育振興プランで掲げている各種方策を推進していきたいと考えている。

その中でもまずは、文化振興及び文化財の保存・継承・活用を図るため、参与の配置を検討しており、本規則を議決していただければ、令和4年8月8日

付けで府立丹後郷土資料館名誉館長に就任された、京都国立博物館名誉館長の佐々木丞平氏を参与に任命することを考えている。

また、その際には改めてお諮りをさせていただく。

キ 第30号議案 京都府教育委員会基本規則の一部改正について

【石澤総務企画課長の説明】

- 資料の30－2頁からの新旧対照表を御覧いただきたい。

改正内容については、資料30－3頁に掲載のとおり、府教育委員会に参与を設置するに当たり、京都府教育委員会基本規則第17条第1項第3号に参与を追加し、教育委員会の議決により、参与を任命しようとする改正である。

【質疑応答】

- 安岡委員

参与を新設する当たり、京都府教育委員会基本規則にその人数や任期等は明記されないのか。

- 石澤総務企画課長

規定上は職名だけを設け、実際は辞令を交付するため、教育委員会に人事案件としてお諮りさせていただく際、期間等を明示させていただくことになる。

- 安岡委員

そういうことであれば、参与は一人とは限らないのか。

- 石澤総務企画課長

今回予定しているのは、文化財保護の関係であるが、先ほども説明したとおり、教育振興プランを進めるに当たって必要な外部人材ということであれば、人数に制限は考えていない。

- 千委員

参与に関しての必要な事項は定めないのか。

- 石澤総務企画課長

参与について必要な事項は別に定めるといふ文言は、ここには付けていないが、承認いただいた後、例えば、処遇の問題等、そういった辺りを要綱等で決めさせていただきたいと考えている。

【原案どおり可決】

ク 第31号議案 令和4年度教育委員会事務の点検・評価（令和3年度実績）について

【石澤総務企画課長の説明】

- 資料は2種類で、1点目は左肩に第31号議案と記載された資料、2点目は右肩に第31号議案資料と記載された報告書である。

本日は、第31号議案と書かれた資料で説明する。

まず、資料の31－1頁を御覧いただきたい。

点検・評価については、上段に記載のとおり、法に基づき、報告書の作成及び議会への提出・公表が義務付けられている。

続いて、資料の31－2頁を御覧いただきたい。

報告書の本体から、府教育委員会の総評の部分のみを抜粋したものである。

前回の研究会では、この総評について、第2期教育振興プランで定める推進方策ごとに総評を記載してはどうか、また、新型コロナウイルスの影響により様々な教育活動が制限される中で数値目標の達成状況が良好であったことを表記すべきではないかとの御意見をいただいております、今回改めて下線で表記している部分を追記したところである。

この改正案については、事前にお目通しいただいております、一つひとつは説明しないが、それぞれの6点の推進方策について、そこで得られた効果、評価等のほか、そこで見いだされた課題等を改めて明記したところである。

最後に今後のスケジュールについては、本日議決いただいた後、京都府議会議定例会にこの報告書を提出し、その後、京都府教育委員会ホームページにおいて公表することとしている。

【質疑応答】

○ なし

〔原案どおり可決〕

ケ 第32号議案 小学校教職員の懲戒処分について【非公開】

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

